

長浜中央公園天然芝生多目的広場のご利用について

特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21
・出雲市長浜地区自治協会共同事業体

利用期間及び時間 5月1日～11月30日 原則 午前9時～日没まで

※午前9時より前に利用する場合は時間外対応となります。手続きが遅れますと希望する時間に利用できない場合もございますのでご注意ください。

※利用を承認していても災害時や施設の改修、公的利用等により、ご利用日時の変更、または中止をしていただくことがありますのでご了承ください。

利用の手続き方法

①大会及びイベント等で利用する場合（※原則1日以上・概ね8時間以上）は、利用調整において決定します。日程が確定した後、「有料公園施設等許可申請書」に必要事項を記入し、当年3月末までに提出してください。

（※利用調整：毎年2月中に実施し、次年度の利用を決定させます。）

②上記以外の大会及びイベント等の場合は、利用調整が終了した後より受付いたします。

③大会及びイベント以外の申込みは利用日の3月前の日の属する月の初日から受け付けします。

（ただし利用調整が優先されます。）

④予約は、出雲市予約システムにて空き状況をご確認いただき、システムから行ってください。

予約後、1週間以内に「出雲ドーム等使用申請書」を提出してください。申請書は法人ホームページからダウンロードし、メールにて提出いただくか、管理事務所窓口にてご記入・ご提出ください。

※電話での予約の場合、ご希望に沿えない場合もあります。（他の団体がシステムから先に予約をされる可能性があります。）

⑤利用料金は利用日当日までにお支払いください。 ※国、地方公共団体又は公共的団体の場合は、料金後納が可能です。

利用の変更・取消し（キャンセル）について

利用の変更・取消（キャンセル）する場合は指定する書類に必要事項を記入し提出してください。

また、取消しにより還付金（返金）が発生する場合は「利用料還付請求書」をご提出ください。

ア. 利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき … 全額

イ. 利用の開始日前15日までに申し出たとき … 全額

ウ. 利用の開始日前7日までに申し出たとき … 利用料の5割相当額

※利用団体間、又は利用団体内であっても、一度承認した（利用調整を含む）利用の譲渡はできません。

利用上の注意

（1）利用時間は、申請時の時間を厳守し、準備片付けを含めて時間内に行ってください。

（2）利用責任者は、大会等の全て（選手、審判、サポーター、応援等）を管理し対応してください。

（3）出たゴミは主催者で持ち帰ってください。

（4）芝生保護のためグラウンドの利用時間を制限（**1日300分**）していますのでご協力ください。

また、全ての競技において練習での使用はできませんのでご了承ください。

（5）芝生管理作業、養生日によりご利用になれない日もあります。

（6）次の利用者のため、原状復帰をお願いします。

（7）AED（自動体外式除細動器）は長浜コミュニティセンター玄関（外側）にあります。

（8）パウダーでラインを引く場合は、不陸の原因となるので前回のラインをずらして引くようにしてください。また、利用内容により専用ペイントでラインを引いたり、マーカー等を設置する等、芝生の育成に配慮をお願いします。

（9）特定の場所を往復する行為は芝生を痛める原因となるので、芝生上でのアップはアップシューズを使用してください。また、ラインズマンは原則としてアップシューズで行ってください。

（10）大会の規定にアップの時間や場所・方法等明記してください。

《終了後の片付けについて》

（1）利用した備え付けの用具は元のあった場所に返却してください。なお、破損している場合は施設管理者までお知らせください。

（2）パウダーでラインを引いた時は、ほうき等によりパウダーを掃き散らす等処置をしてください。

（3）利用責任者は片付け完了後、施設管理者へ終了報告して確認を受けてください。

駐車場に関して

長浜中央公園及び長浜コミュニティセンターの駐車場として共用しております。特にイベント利用がある場合は駐車場が混雑することが予想されます。できるだけ乗合わせて来場していただくよう周知をお願いします。

【お問合せ先】

NPO 法人 出雲スポーツ振興21
〒693-0058 島根県出雲市矢野町999
TEL(0853)25-1006 / FAX(0853)25-0106